会員の皆様へ

グイダプリマベーラ保険のご案内

ご案内の商品は通訳案内士業務・ノンライセンス(アシスタント)業務・ボランティア活動のお仕事中に、 ご自身の責任によって法律上の損害賠償責任を負担する事になってしまった場合に備えて、皆さまを お守りする保険です。

保険期間:2019年4月1日午後4時から2020年4月1日午後4時まで

①不測事態の賠償責任(施設賠償・業務過誤)

通訳案内士業務・ノンライセンス(アシスタント)業務・ボランティア活動(以下、通訳案内士等)の遂行に起因して、保険期間中になされた損害賠償請求等について、その解決のために弁護士報酬などの費用を支出したり、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

(注)但し、旅程管理主任者等の他資格が必要となる業務を除きます。

<例・業務過誤>通訳案内士等の手配ミスがあり、ツアースケジュールの変更を余儀なくさせてしまい、計画変更に伴う差額が出た。 <例・施設賠償>外国人旅行者と電車移動の際、誤って階段でぶつかってしまい、旅行者が転倒、ケガをさせてしまった。

②受託物の損壊・紛失(受託物賠償)

「通訳案内士等の業務の一部として管理する旅行者の手荷物等の受託物」の損壊・紛失・盗取・搾取法律上の賠償責任を 負担することによって被る損害を補償します。

<例・受託物賠償>ホテル内のレストランで朝食をとっていた時に、外国人旅行者の手荷物を預かり保管していたところ、 バッグ2個が盗難され、バッグ内にあった現金・時計などが被害にあった。

<例・受託物賠償>外国人旅行者20名分の歌舞伎チケットを預かっていたが、盗難にあった。再度のチケット入手も困難であった為、旅程を変更せざるを得なくなった。

③訴訟対応費用

事故が発生し、損害賠償請求訴訟が提起された場合に、応訴のために必要となる再現実験費用や意見書・鑑定書作成費用 または裁判所に提出する文書作成費用等、社会通念上妥当な支出に対して、保険金をお支払いします。

④初期対応費用

事故が発生した際に、被保険者が負担する事故現場の保存・写真撮影費用、通信費等の社会通念上妥当な初期対応費用の 支出に対して、保険金をお支払いします。



<注意事項>

【保険金をお支払いできない主な場合】

- ・通訳士案内士等による犯罪行為(過失犯を除く)または不誠実行為
- ・金銭の私用または支払もしくは回収の不能
- ・自動車、原付、航空機、船舶の所有・使用・管理
- ・事故の発生日から3年以上が経過した後に被保険者に対してなされた損害賠償請求
- ・損害賠償または損害補償に関する特別の約定がなければ生ずることがなかったであろうと認められる損害
- ・法律上の賠償責任がないにもかかわらず旅行者もしくはその相続人に対して見舞金・弔慰金等の金銭を支払い、 または物品を贈呈したことにより生じた損害
- ・通訳案内士等のガイドにより遭難、滑落、転落、雪崩等

<補償内容>

保険種類	保証限度額
施設賠償	1 事故/保険期間中 3,000 万円(対人·対物共通) (免責 1 万円)
業務過誤	1 事故 100 万円/保証期間中 500 万円
受託物賠償	1 事故 10 万円/保険期間中 1,000 万円 (免責 1 万円)
訴訟対応費用	保険期間中 1,000 万円
初期対応費用	保険期間中 1,000 万円

■このチラシは概要を説明したものです。

詳細につきましては、取扱代理店または損害保険ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

<取扱代理店> トータルリスクサポート株式会社(担当:村越・山下)

〒232-0027 神奈川県横浜市南区新川町1丁目1番地 篠田ビル2階

TEL:045-242-9377 FAX:045-242-9370

(受付時間:平日午前9時から午後6時まで)

<引受保険会社> 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 横浜中央支店 横浜支社(担当:武田・杉目)

住所:神奈川県横浜市神奈川区栄町2-9 東部ヨコハマビル2F

TEL:045-441-0923 FAX:045-441-2192

(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)